

令和6年度村上市認知症初期集中支援チーム検討委員会

日時：令和7年2月13日（木）

16：15～16：25

会場：マナボーテ村上大会議室

1. 認知症初期集中支援チームについて

2. ケース報告

3. サポート医より

4. その他

●認知症初期集中支援チームとは・・・

複数の専門家が家族の訴え等により、認知症の人やその疑いがある人、家族を訪問し、アセスメント・家族支援等の初期支援を包括的・集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

平成 27 年 1 月に発表された『認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）』において、平成 30 年度にはすべての市町村で実施することが明記されている。

○村上市認知症施策総合支援事業実施要綱

平成 28 年 10 月 14 日告示 第 544 号 一部抜粋

（認知症初期集中支援チーム検討委員会）

第 5 条 認知症初期集中支援チーム検討委員会は、医療、保健、福祉に携わる関係者等で構成し、支援チームの活動のうち次の事項について、検討を行うものとする。

- (1) 支援チームの活動状況に関すること。
- (2) 認知症に関する関係機関との連携に関すること。
- (3) その他支援チームの活動について必要な事項に関すること。

●村上市認知症初期集中支援チーム

- ・設置時期 平成 29 年 12 月 1 日
- ・チーム数 直営・1 か所
- ・チーム員 サポート医：佐野医院 佐野克弘先生
地域包括支援センター：6 名

●認知症初期集中支援の対象者

- ・40 歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下のいずれかの基準に該当する人とする。

◆医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人

- 1) 認知症疾患の臨床診断を受けていない
- 2) 継続的な医療サービスを受けていない
- 3) 適切な介護保険サービスに結びついていない
- 4) 診断されたが介護サービスを中断している

◆医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため対応に苦慮している事例

（例）精神疾患の合併、独居、近隣からの苦情、老老・認認介護、消費者被害 等

(参考)

●認知症初期集中支援の流れ

